

高松市・香川町合併協議会会議録  
第 6 回 会 議

平成 1 6 年 5 月 7 日 ( 金 )

高松市・香川町合併協議会

# 高松市・香川町合併協議会会議録

## 第6回会議

### 1 日時

平成16年5月7日(金)午後1時30分開会・午後3時4分開会

### 2 場所

香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

### 3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	溝淵敬
副会長	岡弘司	委員	初瀬恭次郎
委員	廣瀬年久	委員	富田道教
委員	松本吉弘	委員	大塚茂樹
委員	山田徹郎	委員	井原健雄
委員	御厩武史	委員	鎌田郁雄
委員	菰淵将鷹	委員	千葉規美子
委員	北中ヤエ子	委員	中原弘
委員	梶村傳	委員	長尾光喜
委員	大浦澄子	委員	山本宏美
委員	三笠輝彦	委員	西川勝秀
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 なし

### 5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	熊野實	幹事	三好和則
幹事	横田淳一		

## 6 事務局

事務局長	林	昇	総務班長 兼調整班兼計画班	澤	田	敏	男		
事務局次長	加	藤	昭	彦	総務班 兼調整班	安	西	正	門
事務局次長 (計画班長専務取扱)	福	井	隆	総務班	黒	淵	博	美	

---

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 議案事項

議案第 1 2 号 行政制度等の調整方針について

議案第 1 3 号 建設計画の作成方針について

#### (2) 協議事項

協議第 2 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について

協議第 3 号 新市の名称（協定項目第 3 号）について

協議第 4 号 新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

協議第 5 号 町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

### 4 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

### 5 閉会

午後 1時30分 開会

#### 会議次第1 開会

議長（増田会長） 大変お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第6回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。た。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

#### 会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと富田道教委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

#### 会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

#### 会議次第3 (1) 議案事項

議長（増田会長） まず、(1)の議案事項でございますが、議案第12号行政制度等の調整方針についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第12号について御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第12号行政制度等の調整方針についてでございます。

この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております、両市町の各種の制度、事務事業など行政制度等につきまして、合併後の市においてどのように取り扱うか、調整をする際の調整方針を明らかにするとともに、事務的な整理を行う際の方針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

行政制度等の調整方針でございますが、まず、1の基本的考え方といたしまして、行政制度等の調整に当たっては、第3回会議で御承認をいただきました、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的

な統合・調整を行うこととしております。

恐れ入ります。4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページには、参考までに、ただいま申し上げました合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載いたしております。

一番最後の行に記載しておりますように、この基本原則は、昨年11月25日の第3回会議で原案承認されたものでございます。

恐れ入ります。再び2ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、2の調整方針でございますが、原則として、高松市の行政制度等に統一することを基本として、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることといたしております。なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときには、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものでございます。

次に、3の調整方法でございますが、具体的な調整方法については、(1)から(4)までの四つのパターンに分類して定めております。

5ページに、この四つのパターンをわかりやすく示しました図がございますので、これをごらんいただきたいと存じます。

5ページの調整方法の基本的なイメージでございます。

まず、右の一番上に記載しております調整方法の(1)でございますが、高松市、香川町共にあり、同水準のものについては、高松市の制度等に統一いたします。この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、調整方法(2)でございますが、高松市、香川町共にあるが、水準の異なるものについては、高松市の制度等に統一することを基本といたします。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとするとしております。

この調整方法(2)の場合、高松市は、基本的には住民サービス、住民負担に変化はありませんが、香川町は、住民サービス、住民負担とも変化いたします。

高松市の制度等に統一することによりまして、香川町の住民サービスが向上する場合や住民負担が軽くなる場合は問題ございませんが、住民サービスの低下や住民負担が重くなる場合も考えられますので、その場合は、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法（３）でございますが、高松市にあって、香川町にはない場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。

この調整方法（３）の場合、高松市は、住民サービス、住民負担とも変わりはございません。香川町の場合、新たに、高松市が実施しているサービスの提供を受けることになることから、住民サービスは、基本的には向上いたします。また、住民負担は変化いたします。

なお、高松市の制度等を適用することによりまして、香川町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

最後に、調整方法（４）でございますが、高松市にはなく、香川町にある場合につきましては、制度等の趣旨、内容等を勘案して調整を行うこととし、調整に当たっては、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、調整を行おうとするものでございます。

次に、６ページをごらんいただきたいと存じます。

６ページには、ただいま御説明いたしました行政制度等の調整方針についての先進地域の事例を紹介いたしております。

左側には、既に合併をいたしました福山市・内海町合併協議会、右側には、現在、協議を進めております高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介いたしておりますが、内容につきましては、どちらの方針もほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、１の行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方でございますが、原則として、福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する、としております。

次に、２の具体的な調整方法では、（１）の住民サービスにつながる各種制度等と、（２）の住民の負担につながる各種制度とに分けております。

まず、（１）の住民サービスにつながる各種制度等、これは各種の制度、補助金等でございますが、まず、アの、福山市にあり、内海町にもあって、同水準の場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

ん。

次に、イの、福山市にあり、内海町にはない場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたします。

次に、ウの、福山市にはなく、内海町にある場合には、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して調整することが必要となります。その方法といたしましては、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するとか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられるところでございます。

次に、(2)の住民の負担につながる各種制度、税、使用料などがございますが、アの、福山市にあって、内海町にもあって、同水準のものは、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの、福山市にも内海町にもあって、福山市の方の負担が軽い場合は、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町住民の負担は軽くなります。

次に、ウの、福山市にも内海町にもあって、福山市の方の負担が重い場合、または福山市にも内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間、現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考えられるところでございます。

先進地域の事例につきましては、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号行政制度等の調整方針についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました議案第12号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございますので、議案第12号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ありませんので、議案第12号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号建設計画の作成方針についてを議題といたします。事務局から説明

いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第13号について御説明いたします。

資料、7ページをお開き願います。

議案第13号建設計画の作成方針についてでございますが、建設計画は、合併特例法第5条の規定に基づき、合併協議会が作成、変更するもので、市町合併に際し、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。また、合併特例債など、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、建設計画を作成し、その中で位置づけしておくことが前提となります。

この議案第13号は、今後、本合併協議会の建設計画を作成するに当たり、その作成方針を定めるものでございます。

次の8ページをごらんいただきたいと存じます。

建設計画の作成方針の、まず、1の計画の趣旨でございますが、高松市と香川町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2の計画の構成でございますが、建設計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、そしてこの基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することとしております。

次に、3の計画の期間でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定めるものとしてしております。

次に、4の計画の区域でございますが、原則として香川町地域を対象といたしますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とすることとしております。

合併特例法におきまして、建設計画の区域につきましては、編入合併の場合は、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町における位置づけを定めることとされておりまして、本協議会といたしましても、ただいま申し上げましたような内容で提案させていただくものでございます。

次に、5は作成上の留意事項でございます。

まず、（1）でございますが、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしてしております。

次に、2点目といたしまして、対象事業につきましては、香川町総合計画及び新・高松市総合計画など、両市町の基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮する中で、その有効性、効率性や緊急度、優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとしたしております。

3点目といたしまして、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとしたしております。

次に、4点目として、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることとしたしております。

最後に、5点目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう、十分留意して作成するものとしたしております。

次に、10ページをお開き願います。

10ページから11ページにかけましては、参考といたしまして、建設計画の作成の意義、また、計画に盛り込むべき事項を掲載いたしております。

10ページ中ほどにある、枠で囲ってある部分をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、建設計画の作成に当たりまして、次の3点に配慮することとされております。

まず、1点目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることでございます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することでございます。

次に、その下の2の建設計画に盛り込むべき事項でございますが、計画の具体的な内容は、合併協議会におきまして、自主的な判断により決定されるものでございますが、合併特例法の規定では、計画に盛り込むべき事項として、4点を例示いたしております。

まず、1点目は、合併市町村の建設の基本方針でございます。この部分が、合併の方式により取り扱いが異なるところでございまして、計画の対象区域が、新設合併の場合には新市全体となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入をされる区域について、当

該区域が合併後において果たす役割及び位置づけについて、定める必要があるものとされております。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。「根幹となる事業」は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を位置づけるものでございます。また、建設計画に基づき実施される事業についてのみ、合併特例法による財政措置が講じられますことから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業につきましては、明確に位置づけしておく必要がございます。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございまして、一般的には、合併後、おおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、計画の作成に当たりましては、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要があるものとされております。

次に、12ページをお開き願います。

12ページから13ページにかけましては、参考資料ということで、合併特例法の市町村建設計画の関係部分を抜粋して掲載いたしております。恐れ入りますが、説明を省略させていただきます。

続きまして、14ページをお開き願います。

14ページから15ページにかけましては、建設計画の作成方針の事例でございまして、先ほどの行政制度等の調整方針と同様に、左側に福山市・内海町合併協議会の事例を、右側には、高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を記載しております。

ここでも、左側の福山市・内海町合併協議会の事例を紹介させていただきます。

まず、1でございますが、計画の策定の趣旨及び位置づけが記載されております。

次に、2は計画策定の指針でございます。

(1)で、真に福山市と内海町の合併に伴う、内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶこと。(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること。(3)では、ハード面では、選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること。(4)では、人口流出、高齢化等により、地域活力の

低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。こと。（５）では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて、組織及び運営の合理化を図るものとする。こと。（６）では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、３は計画の内容でございますが、（１）の計画の対象地域については、原則として、編入される内海町地域を対象とするものとしております。

次に、（２）の計画の構成でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成するものとしております。

次に、（３）の計画の期間でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は、１０カ年といたしております。

この計画の期間につきましては、法律上、特段定めはございませんが、最近の合併の事例を見ますと、１０年とするものがほとんどでございます。これは、平成１１年の合併特例法の改正によりまして、この計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く１０年度、合併特例債が充てられることとなったこと、さらに、地方交付税の算定特例の期間が、５年から１０年に延長されたことなど、財政措置上の理由によるものと思われま。

次に、（４）でございますが、まちづくりの基本方針、総合計画との整合を記載しております。この中で、具体的施策については、内海町の実施計画等をもとに、施策の整合を図ることといたしております。

次の（５）は、まちづくり計画でございますが、対象事業の範囲は、内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものをも含むことや、対象事業の選定基準等について記載されております。

次の（６）では、財政計画の策定の趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

以上が、建設計画の作成方針の事例でございます。

このような、他の先進地域の事例をも参考といたしまして、本日、先ほど御説明いたしましたような、建設計画の作成方針を提案させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第１３号建設計画の作成方針についての説明を終わ

ます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第13号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

建設計画は、ソフト、ハード面共に、これからの新しくできるまちづくり、新市の計画そのものを、立てていくという観点から、非常に、合併に関して、一番重要な部分になるかと思うんです。

議案第12号にも関連するんですけども、建設計画を立てるに当たっては、やはりぜひとも全域的な、全体的な構想の中での位置づけ、これをぬかることのないように、特にお願いをしておきたいと思います。

と申しますのも、例えば、ハード面で言いますと、道路計画にいたしましても、香川町で一番山間部になりますけども、東谷地区から高松市の植田地区に抜ける道路をとりましても、香川町側がおおむね整備がいつてるところで、植田側から新しく市道を延長したいと、それについて協力してほしいが、という話が過去にもあったようですけども、そのときには、既にもう香川町側がかなり延長してたと。ところが、高松市からそういった要望があったにもかかわらず、植田側はそのままになってると。あるいは、別な区域においても、仏生山、三谷地区と香川町との接点部分の道路計画が、香川町としては非常に立てにくいと。県道にいたしましても、一定のところで延長すると、今度は高松市部分との接点をどこでつなぎ合わすかというところで、道路計画がそのまま中座した形になってます。これはもう、どこの行政にもあることだとは思うんですけども、それぞれの行政区の境目付近というのは、どこも交通が非常に不自由な状態、そういうことがあります。これには、香川町の中だけの計画でなくて、そういった、一宮とか仏生山、三谷、植田、こういったところとの整合性がどうしても必要になるわけです。

そういうことから、特に道路計画については、全体構成の中での位置づけとの関連が、重要になってくるかと思えます。

また、その他のソフト面でも、いろんな施策で、香川町にあって高松にない、あるいはその逆の場合、これも、今まで合併をしようでないかという発端の一番大きな部分になるわけですけども、サービスは高い方に、それから、負担は低い方に合わせていこうというのが、この合併に求める一番大きなよりどころでなかったかと思う、国から進めてきた

うたい文句でなかったかと思うんです。やはり、一方的に、高松の水準にすべてを合わせるんだということではなくて、いいものは全体の中に反映できるような手だても配慮がされて、私は、合併に際しては、当然でないかと思います。

編入合併とはいえ、そういったところで、建設計画が、本当に実のあるものに、早く調整ができるように、今後の短い、想定された期間ではありますけれども、そういった、総合的に見て、整合性のあるものに整備をされるよう、特にお願いをしておきたいと思えます。

議案第12号でも、調整のあり方の基準が示されておりますけれども、単に基準だけにこだわるのではなくて、全体構想の中に生かせるように配慮をお願いしたいと思えますが、事務当局の方では、また、幹事会の方では、そういったことについては、どういうふうにお考えになっておられるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

議長（増田会長） 今、御意見があったこと、全くもう、ごもっともでございます、この建設計画なり、基本方針が決まれば、当然、今おっしゃったような方向で、個別の協議が進められていくということになりますし、この基本方針に基づいて、どういう具体的な建設計画をつくるかということについては、十分に両市町で協議をいたしてまいりたいと、このように思っております。

はい、ほかに、どうぞ。

初瀬委員 香川町議の初瀬でございます。よろしく申し上げます。

今、事務局の方から、建設計画について、いろいろ御説明がございました。まことに立派に草案はできておるかなと感じるわけでございますが、前回の協議会でも、編入、ただし対等編入というようなことで、考え方の中にも、くどいようですけれども、「お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」と、こうあって、市長さんもその考え方で、香川町の方々とも十分に沿った方向で進みたいと、ありがたいお言葉をいただいております。

そこで、今、いろいろ大枠の御説明がございましたけれども、ちょっと、私、第3回的时候にも申し上げたかなと、このように思うんですが、重複しますけれども、あらかじめ、具体的に新市建設計画の中で、次のことを要望いたしておきたいと、このように思います。

まず、新市全体の将来像を高松市側が示していただきたいと。そして、この中で、これからの公共工事や財政の状況について、高松市の実態や取り組みの状況を具体的に示して

いただくとともに、公共事業の将来計画や、これからの新市の財政見通し等を示して、合併協議会の場で論議することが、新しい市の住民の皆様の福祉の向上と、地域の発展、活性化につながっていくのではないかと、このように思うのでございます。

次に、高松市が中核都市を目指しておられる中で、香川町地域をどのように位置づけ、また、どのような役割を期待するのかも明確にしていかなければならないと思います。

最後に、合併して見込まれる香川町の税収が、そのまま高松市の税収となるわけでありまして、合併特例債や補助金等の財源も、新市の収入となるわけでありまして、これらの財源を、香川町に対して、どのように活用するのかも示し、協議していく必要があるのかなど、このように思います。

このようなことを、これからも協議会で、事務局の方から幹事会、部会の方で具体的に示していただいて、討議をしていきたいと、このように思います。

要望して、終わります。

議長（増田会長） 十分に承っておきたいと思います。

事務局。

事務局長 ただいま4点ばかりの御意見、御要望があったわけですが、その中で、事務局として、ちょっと説明をしておきたい部分がありますので、若干、時間をちょうだいいたしたいと思います。

1点目の、新市の全体の将来像を高松市側が示す、というような御意見でございますが、これは、先ほどの大塚委員さんの御発言にも関連するわけでございますが、先ほど御説明いたしました建設計画の作成方針、ここに書いておりますように、合併後の、高松市と香川町が合併した後の、新しい市のまちづくりの考え方というものは、この合併協議会で協議、議論をした上で、建設計画の中で第1番に位置づけるものというふうになっておりますので、高松市と香川町の合併協議会の中で、一方の高松市側だけが考えたものを提示することについては、ちょっと合併協議会としては、余り適切ではないのではないかというふうに思っておりますので、これは、高松市と香川町と、双方で十分に協議、議論を重ねる中で、建設計画の中で取りまとめていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の、香川町地域をどのように位置づけ、どのような役割を期待するかということについても、ただいま御説明いたしましたような、合併後の高松市全体のまちづくりの考え方を踏まえた上で、建設計画の作成方針にも書いておりますように、香川町地域をどのようにしていくのか、どのような位置づけにして、どのようなまちづくりをし

ていくのか、ということを確認に、各論の中で、それは記述をしていかなければならないことになっておりますので、その点についても御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、あと、合併特例債、補助金とかについては、これから事務事業の調整等でのようになっていくか、あるいは建設計画の中で、各論の中でどのような施策、事業を位置づけていくか、それにかかわる財政計画というものも、建設計画の中でまとめていくということになっておりますので、その中で、ただいまの御意見を踏まえながら、十分に両市町で協議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

初瀬委員 初瀬です。

いろいろありがとうございました。よくわかりました。

そういうことでしたら、私ども香川町側の委員としても非常に責任があるわけで、なお、高松市委員さんの御協力もいただいて、これから真摯に香川町の建設計画を十分検討して、そしてお示しさせていただいて、またお話し合いをさせていただくと、こういう方向で進みたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ、ほかに御意見ございましたら。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田です。

今の林事務局長さんのお答えは、非常にあれなんですけれども、模範的なお答えだと思っておりますが、この間、新聞見てましたら、香南町だったかな、建設計画の区域が香南町になったとか、そういうような書き方がしてあって、高松市さんとしては、今、あっちこっち、合併協議会やってる中で、一つ一つの自治体と、こういう形でもって、計画の対象地域は香川町とする、計画の対象地域は香南町とする、国分寺町とする、牟礼町とするというふうにやってたら、支離滅裂、ばらばらになっちゃうんじゃないかと。したがって、さっきの先進事例の中に、福山市・内海町というのか、これには計画の対象地域として、はっきり、「原則として内海町地域を対象とする」と書いてある。しかし、高知市・鏡村・土佐山村、三つになると、対象地域とするなんてことは、何か抜けてるわけですね。要するに、賢くも、そういう、わざわざ限定しなかったと、全体で考え直そうという

感じがするわけで、ひとつ、これも、ここにある計画の区域、4番目ですね、「香川町地域を対象とする」、こういう硬直した、もう書き方やめっちゃって、合併全市町村を対象とするにしちゃったらいんじゃないんですか。そうした方が、今の林事務局長のお答えもぴったりくるんだけれども、これから見ると、高松市は今までどおりやるよと、あと、じゃあ、ぼこっとこぶみたいにくっついてきた香川町地域について、ちょっと考え直してやるよみたいな書き方になるから、何回も言いますけども、ほかにも何町も何町もやってらっしゃる高松市さんとしては、新しい合併市全域を対象とする、とおっしゃった方がよしいんではなからうか、それによって、当然、道路整備も、さっき大塚委員さんがおっしゃったように、プライオリティーが変わってくるかもしれない、予算もつけかえなきゃならないかもしれない。どうでしょうか。

議長（増田会長） 御意見、ごもっともなんですけれども、高知の場合と違うのは、私ども、1市1町ごとの協議会でございますので、よその自治体のことについて、なかなか言及しにくいということがございますので、こういう書き方になっておりますが、当然、今言ったように、高松と香川町の場合ですと、境界のあたりのことが建設計画に入りますし、また、同じように他の協議会でもそうなっております、それぞれの協議会が、ある程度熟度が増して、同一の合併ができる可能性ができてくれば、やはりまた、その町と町との間のことについても、建設計画に盛り込まなければならないような事態ができてくると思いますが、今の場合、まだ全く先行きがちょっと不透明でございますので、現実はそのうふうに進んでおりますけれども、協議会としては、あくまでそれぞれのところでやっておるということがありますので、なかなかそういうぐあいにいきにくいのかなと思っております。

なお、事務局の方から説明いたします。

事務局長 私の発言に対しての御意見もありましたので、会議資料の8ページですが、先ほど御説明いたしました建設計画の作成方針、ただいま御意見いただきました4番、計画の区域、原則として香川町地域を対象とするが、ということで、高松市地域についても対象とすると、最後のところで出てますが、これについては、ただいま御意見をいただきましたようなことを含めて、ただいま会長の方から説明のあったようなことも含めて、このようなことで幅広くとらえていく場合が当然ありますよということでございます。

それからもう一点は、ただいま御発言、御意見の趣旨は、合併後の高松市全体のまちづくりのビジョンを、それぞれの協議会ごとにつくっていくと、整合性とれないじゃないか

という御意見かと思いますが、この整合性については、当然とっていかなければならないものというふうに理解をいたしておりますし、それは高松市の方が、それぞれの町と協議をする中で、ここであれば、高松市と香川町で協議する中で、ほかの町との協議の状況を見ながら、それとの整合性を、当然高松市において、図っていくべきものというふうに思っております。それについては、私の方は、合併協議会の事務局の立場でございますので、それ以上については言及できませんけれども、そのようなことで、複数の町との合併後のまちづくりの考え方については、高松市が調整をする中において、当然、整合性をとっていくべきものというふうに理解をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） はい、ほかにどうぞ。

はい。

大塚委員 重ねて香川町の大塚ですけれども、先ほど、初瀬委員、あるいは高松の鎌田委員さんの方からもありましたが、全体の整合性、また事務当局からのお答えの中にもありました、全体の整合性という観点からも、全体計画の中での位置づけを特にお願いしたいと思っておりますのと、それと、先ほどちょっと言い落としましたが、サービスは高い方に、負担は低い方という、合併のもとになった理念がありますけれども、あわせて、ここでは期限を10年ということによって切られますけれども、当然、その10年間の建設計画は、将来の50年、100年先に結びついていくものでなければならないと思っております。これが、合併に際して、香川町の住民の中でも意見が非常に分かれてきたもとにもなったんですけれども、10年、15年、目先のことを考えるなど、10年、15年、単独で幾らいい行政ができるとしても、50年、100年先はどうなるんだと、そのときのために合併を考える必要があるがというのがありました。そういうことから、長期展望の視野に立った建設計画、こういう観点からも、ぜひ今後の展開を図っていただけるよう、お願いしておきたいと思っております。

もう、具体的なことを挙げていけばいろいろあるんですけども、それは、これから先の協議の中で、また対応させていただきたいと思っておりますが、基本的に、そういった方向でお願いをしたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） わかりました。十分に承りたいと思っております。

ほかに、どうぞ、御意見。

はい、どうぞ。

井原委員 井原です。

めったに発言しないんですけど、きょう、ちょっと遅れてきたので、一つは質問と、一つは要望をしたいんですけどね。

まず、質問なんですが、さっき、本件について、建設計画の作成方針という原案、それは結構だと、僕、思うんですが、内容を見ると、おおむね10年を見通してということなんで、これ、いつまでに決めるんですかね。建設計画というのは最も大事で、建設計画をこの協議会でいろいろ議論して、最終的にいつまでに決めるかと、時間が気になるんですよ。それ、わかる範囲で。

議長（増田会長） まず最初、それについて事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御意見、御質問ですが、それは、合併協議そのものの終了時点ということになるかと思えます。というのは、行政制度等の調整方針をお決めいただきました。それで、今現在、建設計画の作成方針を御協議いただいておりますが、これが決まりましたら、建設計画の作成作業に入ります。それから後、行政制度等の調整方針に基づきまして、さまざまな事務事業、2,000項目ぐらいの事務事業の調整を行って、それを順次、この協議会に提案をして、協議をいただいて、御確認をいただく、そのようなことで進めていきますと、全体、双方が大体見通しがついた時点で、建設計画を、何回か出すことになるかと思えますが、この協議会の場で御協議いただいて、そこで建設計画を取りまとめいただくということになります。その時点から10年後というか、そのときには、合併をいつするかと、後ほど、御協議していただく案件にも入ってくるわけですが、合併をいつの時点にするかということによって、10年というのを細かく考えていきますと、いつからいつまでが10年になるのかということになるかと思えますが、その時点までに、その期間というものは、具体的に特定をしていくことになるというふうに理解をいたしております。

ちょっと説明がうまくできませんけれども、その尺度でございますので、よろしく願いをいたします。

井原委員 よろしいですか。必ずしも、ちょっと十分にうまく理解できてないんで、申しわけないんですけどね、僕が思ってるのは、合併というのは、どうもやっぱり、これは、手段がもう目的化して、合併することを物すごく大事にされてるんですよ。一番大事なものは、やっぱり建設計画であって、その建設計画が、それぞれの関係者の合意のもとに

まとめられて、それを実現するためには合併しかないという形で、数ある選択の中で、合併を行っていくというのが建前なんですね。でも、考えようによっては、合併特例法の適用だとかいろんなことを考えると、かなり早くやらないと助成措置がないとか、いろんな縛りがあるかと思うんですが、どうも考え方としては、この建設計画っていうものが、やや、ないがしろにされてる嫌いが、僕、あると思うんです。だから、もう少し、本格的に、これについては対等な形で議論をして、合併協議会の場で決めていただき、いつまでということじゃなくて、例えば、合併後も続けてこれを変えていったらいいみたいなこともあろうかと思うんですけれど、やっぱり10年先っていうのは、将来に対してかなり重たい責任を持たされてると思うんですね。それだけに、真剣に考えてもらいたいなという気がするんです。どうも、手続の議論が非常に多くて、中身がほとんどないっていう感じがします。

そこで、私なりに要望しておきたいのは、建設計画を今度策定する場合に、非常に大事な点が、僕は2点あると思っております。

1点は、土地利用計画です。その土地利用がどうなっていくのか。例えば、もし、高松市と香川町が合併したとした場合、その両市町の土地利用っていうのがどう変わっていくんだろうかと。そういう流れの中で、先ほど大塚委員でしたか、道路がどうかみたいな、交流を深めるために、障害を取り払うために基盤整備をどうするかみたいな話になるので、どうも、現在でも、香川町に住んでる方のかなりの数の方が、高松市に通ったりしてるわけで、いわゆる行政的な圏域を超えて、いろいろ広域的に動いてられると思いますので、全体としての、そういう土地利用計画がどうなるのかっていうことは、やはり考えておいていただきたいなという面が1点ですね。

それから、2点目は、都市財政といいますが、資金繰りの問題ですね。ここでは財政計画云々と、こう書かれてますが、これからもう、将来を10年ぐらい見ると、非常に厳しくなると思います。それで、やりたいことがやれない。何か新しい夢を描く、あるいは実現するどころか、もうやろうと思ってもできなくなるようなことがあって、それを防ぐためにはどうするか。つまり、プラス思考だけでなく、マイナスを、もうこれ以上落ち込まないためにも、どう財政的に支えていくのか、資金繰りをどうするのか、そういう状況になってきているので、厳しい目で都市財政、財政計画といいますが、それをぜひ立てて、有効にお金を使っただけだったらいいと。それが、地方分権化の流れの中で、合併をしようとする市町に課せられた大事な責務じゃないかなと思います。

だから、建設計画は、非常に細かなこと、いっぱいあると思いますが、やっぱり土地利用のあり方と、それから都市財政のあり方っていうことをできるだけ大事にして、具体的な中身を早く詰めていただけたらありがたいなというふうに思っております。

それは要望だけです。

以上です。

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

今、先生がおっしゃった中の土地利用、都市計画なんかは、非常に合併の障害になるということで、私どもも早くから県へ要望しておりまして、おおむね、今月の5月17日からの都市計画では、同一の条件で今後の整備が進められるんじゃないかなというような気はしておりますが。

それともう一点、私も思っとなんですが、合併が、余りにも夢ばかりを追いつ過ぎるんでなくて、やはりマイナスにならないための合併ということも、やっぱりこれからは考えていかなければいけない。プラスばかり考えるんじゃなくて、マイナスをいかにとめるかという意味でも、合併というのは私は大事だと、そういうふうに思っておりますので、貴重な御意見をいただいたと思っております。

ほかに、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、議案第13号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。御異議ございませんので、議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

会議次第3（2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（2）の協議事項に移ります。

協議第2号合併の期日についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第2号について御説明をいたします。

会議資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、中ほどの枠囲みの中にございますように、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標

とする。」と提案するものでございます。

合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況、あるいは前回の第5回会議で御説明をいたしました、合併特例法の改正の状況などを見きわめた上で、より具体的な合併の期日が設定をできる段階に至りましたら、改めて提案いたしたいと考えておりまして、本日は、現時点においては、平成17年3月31日という枠組みの中で、協議を進めていくという趣旨で、このような形で提案させていただいたものでございます。

なお、合併の期日についての資料を、次の17ページ以降に掲載いたしておりますので、御説明させていただきたいと存じます。

まず、17ページの1でございますが、合併の期日を決定することの意義でございます。そこには2点挙げてございます。

まず、1点目といたしまして、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることとでございます。

2点目といたしまして、合併協議会で作成をしております、ただいま御説明いたしましたような、建設計画の計画期間の始まりの時期を明確にすることができることでございます。

次の2には、合併の期日を決定するに当たりましての留意点を記載いたしております。

まず、1点目は、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することとでございます。

当然のことながら、合併するとすれば、合併特例法の各種の財政支援措置を受けることが望ましく、現時点では、現行法の期限でございます平成17年3月31日までが、この合併の目標期日となるわけでございます。

次に、2点目は、合併の手續に要する期間を考慮することとでございます。

合併の法的な手續でございますが、合併協定項目が決定し、合併協定書の調印をした後、市町議会での合併議案の議決、県知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、そして総務大臣への届け出、総務大臣の告示など、さまざまな手續が定められており、相当の期間を要することから、この点を十分に考慮した上で、合併の期日を定める必要がございます。

次に、3点目は、合併と同時に、住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障のない時期を想定することとでございます。特に、電算システムの統合、あるいは条例や規則の改正などの合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、年度末を合併の期日とした場合には、新設合併の市町並びに編入合併の場合の編入される市町におきましては、決算処理について、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が重なるため、会計事務がふくそうするというようになります。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併の期日を休日の後に設定し、この休日の期間を利用して、移行なり検証作業を行うことが適当であるとされております。

最近の合併の事例を見ましても、この電算システムの移行を考慮して、期日を設定される事例が数多くございます。

次に、18ページをお開き願いたいと存じます。

18ページの資料2でございますが、参考ということで、先行事例の合併の期日を表に整理いたしておりますが、合併の期日につきましては、それぞれの地域の事情によりまして決められており、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。

上側の表の1は、平成11年度以降の、既に合併をした先行事例でございますが、表にございますとおり、さまざまな事例がございます。大半が、月の初日、1日に合併しております。中でも、年度当初、4月1日に合併した事例が多数見られますが、この場合には、先ほどの留意点で御説明いたしましたように、決算処理との関係で事務が煩雑になるという問題がございます。また、電算システムの移行に留意して、休日の後に合併した事例は、この中では5例ございます。

下側の表の2でございますが、今後、合併が予定されている事例でございますが、合併特例法の期限も考慮して、すべて平成17年3月末までの合併の期日を定めております。

一番下でございますが、香川県内では、丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会が、平成17年3月22日という合併の期日を設定いたしております。ちなみに、この平成17年3月22日は、3連休の後の火曜日でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、本合併協議会におきましても、現時点において、平成17年3月31日を目標とすることとし、今後の協議の進捗状況、合併特例法の改正の状況などを見きわめた上で、より具体的な合併の期日につきまして、改めて提案したいと考えております。

以上が、協議第2号合併の期日についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号につきまして、御質問、御意見等を承りたいと存じます。

じゃ、どうぞ、富田さんから。

富田委員 合併の期日については、私は、3月31日の合併特例法の期限である日にならざることを目標とすることで結構だろうと思います。

ただ、きょうが第6回の協議会でございますけれども、これから協議会に出てくる作業が、どういう手順で出てくるのか。普通、マニュアルでは、編入合併の場合、十五、六回というようなことを書いておりますけれども、行政制度とか、あるいは建設計画とか、これから本格的な議論になってくるわけでございますけれども、そういったことを踏まえて、3月31日から逆算して、どういう手順でいくのか、事務局の方へちょっとお伺いしたい。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御意見、3月31日を目標とした場合のスケジュールということでございますが、現時点において、細かいスケジュールを立てられる状況にはないというのが現実でございます。

と申しますのは、先ほどお決めいただいた行政制度等の調整方針、それから建設計画の作成方針に基づきまして、今後、両市町で協議、調整を図っていくということでございます。現実には、具体的な形で、この協議会に個々の合併協定項目が上がってくるのは、7月前後が第1回目というか、そのような状況になるのかなというふうに思っております。それが最初で、それから後、順次、調整が終わったものがこの協議会に出てくるということでございます。

並行して、建設計画の作成作業も行っていますが、現実的には、これからの作業でございますので、余り軽々なことは申し上げることはできませんが、大体、最低でも6カ月ぐらい、建設計画にはかかるのではないかなというふうに思っております。そこを、どれだけ短くするか、長くするかというところが、これからの作業ということでございますので、ただいま御提案申し上げておりますのは、現在の合併特例法に基づいて設置されておる合併協議会として、今後の法律改正等の状況も見ながら、見きわめる中で、改めて合併の期日を提案をするという形での提案でございますので、現時点での努力目標として、来年の3月31日を目標とするということでございますので、それで合併を最終的に実現をしろということで、この協議会から、そのような意思が集約されるのであれば、事務方と

しても、それについては努力しなければなりません、現時点でそれを、確かなことを申し上げる時期ではないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

今、国会の方では、先ほどお話に出ておりました、意思決定を平成17年3月31日までにして、しかるべき手続を済ませておれば、1年間恩恵を延長しますよという法案が、今、出されておるようでございます。また、恐らくは、今月か、遅くとも来月には通ると私も予想しておるんですが、そのあたりを踏まえ、また、先ほど事務局の方からの説明を聞いておりますと、実際問題、3月31日までに最終の合併をするのは、ちょっときついんではなかるうかという予測も立つわけでございます。変更する可能性の方が高い期日であれば、私は、きょう、この第6回の会で、この期日を絶対決めな、何か弊害でもあるんでしたら、きょう決めないかんと思いますが、変更する可能性があり、法案が通る可能性があるんだったら、私は、法案が通ってから、第7回会議で、本当に、現実目標として、この何月にしましょうという方法で目標を定めた方が、変更、変更でやるんじゃなくして、実際にこの日にやりますよということ。

先ほど、井原先生もおっしゃいましたけれども、建設計画については、十分な協議をしていただきたいわけでございます。事務局の方からは、建設計画ができるというのが、合併協議の終了時点、ということは、最終、合併したら、それ以後は、建設計画はそれまでにできておりますから、話し合いは難しいと私は思っております。ですから、きょう、この場で、3月31日というて決めるんじゃなくして、法案が通った後、実際に、目標をいつにすべきかを協議していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 ちょっと、事務局の方から補足させていただきますが、ただいまの御意見とも関連いたします。事実、合併特例法の改正については、現在、国会に提案されて、審議中であると。衆議院で一部修正をされたようでございますが、参議院に送られておるという状況でございます。このような中で、合併の期日をどのように定めていくかと、目標を置いていくかということでございますが、ただいま御意見いただきました第7回で協議、決定をするということも考えられるという御意見でございますが、例えば法律が改正されて、それが公布されれば、はっきり法律としてはでき上がるわけです。それが施行される

のは、6カ月以内に政令等が、一緒に決まった上で施行されるということを聞いております。

そのような状況の中で、それでは、次回の段階で、平成17年何月何日とするというような決め方ができるかどうかということもあろうかと思えます。合併の期日を定める場合は、現在提案をしているような形ではなくて、というのは、目標とするという形ではなくて、最終的には、何月何日とするという形での提案ということになるかと思えますので、その期日をこの協議会でお諮りをする事ができるというのは、若干、それよりはずっと遅れてくるのではないかなというふうに思っております。そういう期日を明確に示す事ができるというのは、今後の協議の状況によって、それが定まってくるというふうに思っておりますので、必ずしも法律が通ったから、それができるかということになりますと、それはちょっと難しいような気もいたしておりますので、その点もお含みの上、御協議をいただければ幸いかなというふうに思っております。

議長（増田会長） 今、事務局が言ってるのは、要は、確定した段階では、もう一度、どっちにしる日付の決定の協議をしなきゃいかんのだから、それまでは目標ということで置いとったらどうか、ということをお願いいたさうと思うんですが。

はい、それにつきまして、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村ですが、合併の期日は、現時点においてということですので、私のもう、他の協議会との関連もありますが、大体17年3月31日を当面の目標とするところがあるところだと考えております。

ただ、先ほど、富田委員さんの方からも御心配の趣旨の御意見がありましたが、我々が取り決めております会議規程によりますと、協議の進め方が、先ほど話がありましたように、半年間ぐらいしか、もうないわけですね、7月以降。そうすると、やっぱり協議の促進をするという必要があるわけで、会議規程によりますと、例えばこの会議、例えばきょうの協議第2号とか第3号、第4号とかというものは、きょう提案されたら、質問等は承って、次の会議で意思決定をする、あるいは確認をし合うということが、会議規程では定まっておりますが、ある程度、次の会議で円満に協議が調う、あるいはスムーズに協議が進めるように、私としては、会議の進め方として、当然、きょうの会議、今議論しているように、原則的な話として、提案された協議事項、その日の会議であっても、質疑に加えて意思の交流、意見の交流、協議、ある程度踏み込んだ話ができるように運用を図っていくということを全体の中で意思統一をして、この協議会が円満に進められていくよう

に、提案をしたいと思っておりますので、ぜひひとつ会長さんの方でお取り計らいをいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの梶村委員さんの御発言につきまして、何か御意見ございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

第4回会議のときに、協議会のときに、合併の方式をめぐって、私たちは、協議自体は、あの時点では協議自体も避けて、提案だけ受けて、持ち帰って、議会でも相談させてほしいという発言をしたんですけれども、その折に、重要な協議事項については、議会の特別委員会に報告をし、皆さんの意見をまとめて決するようになるということに報告をしてきた過程があります。そういうことから、協議自体は、私はそのことにも別段反することではないんで、協議自体は、もう既にされてますけども、続けてもらっていいと思うんですが、最終的な確認をするのは、持ち帰って相談をする余地を残していただきたいと、これだけはお願いしておきたいと思います。

梶村委員 趣旨は、そのとおりでございます。確認は次の会でやっていただいていたいいんだけど、そのときに、提案されたときは、もう質問だけというような話で今まで来てましたから。ですから、協議が円満にいくように質疑、討論、あるいは意見の交流というものも、提案された会議でできるように運営しませんかと。そのことが、富田議員さんが心配されているようなスケジュールの点をカバーすることになりますし、ぜひ、そういう取り計らいをお願いしたいという趣旨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） はい、わかりました。

質疑等については、どんどんこの会でやっていただければと思います。

はい、どうぞ。

西川委員 請求代表者の西川でございます。

住民発議をした者の立場からいたしますと、来年の3月31日の特例法の期限の切れる、それまでに何とか合併を、できるものだったらしたいと、こういうことで、3年も4年もかけて十分に検討して、それで住民投票をするまで持っていったわけでございます。

だから、あくまで、この合併協議会ができて、いろいろ紆余曲折があって、少し時間が遅れておると、二、三回分ぐらいは取り返せとけばよかったのではないかなというように思っとなすけれども、あくまで特例法の期限の切れる、あくまで特例債の受けられる、

これを目指して、私たちは活動してきとるということを御理解していただきたいと、このように思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、なるべく早く合併することのメリット、例えば意思決定は、17年3月31日までにせないかんと思います。合併するという意思、合併するのであればね。それを、例えば3月31日にいち早くした方が、何か住民にとってメリットがあるのか、それとも、十分な議論をして、最後に、10月とか12月とか、何月でも結構ですけども、その間のブランクで、何かデメリット、メリットというのがあるんでしょうか、どうなんです。

議長（増田会長） ちょっと、事務局から説明をさせていただきますが、3月31日やということにはならんでしょう。きちっと、県へ議決して、県へ持っていくんがあるから、実質は半年ぐらいしかないとか、余裕がないとかというふうにも聞いとるけど、そこらはどんなんですかな。

事務局長 ちょっと、事務局の立場といたしましては、現時点において、法律は変わっていないという状況の中で提案する以上は、現在の法律の最大限度を目標とするという提案しかできないという考え方のもとに提案をいたしております。

じゃあ、どうするのかというのは、それはもう合併協議そのものでございますので、事務局の立場としては、それ以上はちょっと言及することはできないというふうに理解をいたしております。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

菰淵委員 高松の菰淵です。

何の話し合いでも、時間が長けりゃいいもんでもなし、短いから時間が足らんというもんでもないと思うんで、これ、委員さん、みんな確認しておきたいと思うんやけれども、3月31日以降延びますと、僕の方の解釈では、それだけ建設計画の期間が縮まってくる。3月31日までにしますと、10年できる。それより遅れますと、それだけ縮まってくる。極端に言うたら、1年遅れると、建設計画が9年になってくる、そういうふうな認識があるんやけど、それ、事務局、ちょっと、委員さんにきちっと説明の方をお願いします。

議長（増田会長） はい、事務局から説明をお願いします。

事務局長 ただいまの御意見でございますが、前回、御説明いたしましたこと、十分に

ちょっとこちらの方の説明ができてなかったかもわかりませんが、合併特例法が改正されれば、1年間だけ適用が延びるということでございます。先ほど、御厩議長さんの方からお話ありましたように、来年の3月31日までに合併の議決を、それぞれの市町でして、知事に申請をすれば、合併の期日が17年度中になっても構わない、17年度中の合併でも、現在の合併特例法が適用されていくということでございます。ということは、10年間というのは、その時点では延びるということでございます。

現在、国会に提案されている法律の中に、もう一つ、新合併特例法というか、今の改正された後の合併特例法、それについては、段階的に優遇措置が短くなっていくということでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかに、何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

富田委員 あくまでも、合併特例法の期限内で、今、想定される、国会で法が改正になるかどうかという、これを見込んでの、私は合併協議会の議論でないと思う。合併協議会の議論というのは、合併特例法の期限内ということを経験にして、議論をしておるものと私は解釈しとんで、そういう意味からしたら、やっぱり来年の3月31日という、これ、目標というのは、きちんとしておくべきだと、こんなふうに思います。

議長（増田会長） 歯にきぬを着せぬ言い方をすれば、現在の法律でいけば、12月議会で議決しなければ、3月31日は無理だということは、もうはっきりしとんですね。そういうことの中での話になると思います。

ですから、今の現行法でいけば、相当、本当に急がないと、特例法の適用を受けられないという状況にはなるということは、間違いありません。

何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、先ほども話しましたように、協議第2号につきましては、次回の第7回会議において、改めて質疑、協議を行って、意見集約を諮ることとさせていただきますと存じます。

次に、協議第3号新市の名称について及び協議第4号新市の事務所の位置についての2件については、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第3号及び協議第4号について、御説明いたしま

す。

資料19ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第3号新市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、ページ中ほどの枠囲みの中でございますように、「新市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

この新市の名称につきましては、編入合併の場合には、通常、編入する市町村の名称となるとされておりまして、ただいま申し上げましたとおり提案するものでございます。

以上が、協議第3号新市の名称についての説明でございます。

続きまして、20ページをお開き願いたいと存じます。

協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、中ほどに枠で囲っておりますように、「新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」と提案するものでございます。

この事務所の位置とは、地方自治法の第4条に規定しております地方公共団体の事務所の位置でございますが、現在の高松市役所の位置とするものでございます。

この事務所の位置につきましても、先ほどの新市の名称と同様に、編入合併の場合には、通常、変更は生じないものでございますので、ただいま申し上げましたとおり提案するものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第3号及び協議第4号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第3号及び協議第4号につきましては、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、本件につきましても……

御厩委員 この協議に関しましては、もうきょう決定というか、意思確認できたということではええと思うんですけど。

議長（増田会長） ただいま御意見ありましたように、編入合併ということは既に決めておりますので、自動的にこういうことになるかと思っておりますので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） じゃあ、本件につきましては、ただいま御厩委員さんからの御意見

のように、本日の会議で意見集約を諮ってはどうかとの御発言でございますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、本日の会議で意見集約を行いたいと存じます。

協議第3号及び協議第4号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。御異議がございませんので、協議第3号及び協議第4号につきましては、原案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第5号町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号について御説明をいたします。

会議資料21ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてでございますが、町や字の区域や名称につきましては、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着の深いものでありますことから、協定項目として、その取り扱いについて協議をするものでございます。

今回提案いたしました内容は、ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、「香川町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、香川町大野、香川町寺井、香川町浅野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第3号、香川町安原下第1号とする。」と、九つの町とするものでございます。

この考え方でございますが、第1点といたしましては、香川町という名称を残すということ。第2点といたしましては、現在、香川町において使用され、なれ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。第3点といたしましては、高松市における過去の合併におきましても、大字の名称を中心に新しい町名が設定されていること。以上が、今回提案をいたしました九つの町名を設定する主な考え方でございます。

具体的には、次の22ページの資料をごらんいただきたいと存じます。

22ページに現況欄がございますが、現況欄の右側の香川町の欄の3に例示ということ で記載しておりますが、香川町の現在の住所表示、「大字大野」という大字の区域を「香

川町大野」という町名にするもので、合併後の住所表示は、その下の4参考に記載しておりますように、高松市香川町大野1234番地の12となるものでございます。なお、登記簿上の小字については、従来と変わりはありません。

次に、下側には、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、そこに書いてございますように、新潟市では、黒埼町の意向を尊重することとし、潮来市、つくば市、新発田市などでは、字の区域及び名称は現行どおりとし、大船渡市では、大字を表示しないなど、地域によってさまざまでございます。

次に、23ページをごらんいただきたいと存じます。

23ページには、参考ということで、町や字の区域の設定、変更等に係る手続について記載をいたしております。

地方自治法第260条の規定によりますと、町や字の区域の設定、廃止、または町や字の名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決によりこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れにつきましては、印で手続というところに記載しておりますが、まず、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届け出、知事の告示、効力発生というふうになります。具体的には、合併の日に高松市長が協議会での協議結果を踏まえた内容で専決し、同日に知事に届け出、同日に告示というふうになりますので、県との連絡を密にして事務を進めてまいる必要がございます。

なお、印の2番目に記載しておりますように、旧市町の字の区域や名称を、そのまま新しい市町の区域や名称とする場合には、この手続の必要はございません。ただし、「大字何々」を単に「何々」と変更するなど、大字を表示しない場合は、「大字何々」が固有名詞と考えられますため、この変更の手続が必要となります。

以上、簡単でございますが、協議第5号町名・字名の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました協議第5号につきまして、御質問、御意見等、承りたいと存じますが、ございませんか。

御厩委員 失礼します。これも先ほどの第3号、4号協議と一緒にお願いしたいと思います。

議長（増田会長） ただいま、御厩委員さんから、協議第5号につきましても、本日の会議で意見集約を諮ってはということでございますが、いかがでございましょうか。

三笠委員 すいません。個人的な考えで申しわけないんですが、これはこれで結構なんですけれども、特に富田さん、一番近いところで、香川町大野、香川町寺井という、これがありますわな。このあたりは、当時、分町の絡みでこういうふうになったんですけれども、これあたりは、確認はとらんでええんですか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

富田委員 香川町大野というのと、それから高松市寺井町というのがあるわな。昔は、大字寺井と、昔ちゅうか、今でも、合併する前はな……。

三笠委員 大野村もあるよ。

富田委員 大野村、そうそう。それから、今、香川町大字大野と、こうなるとるわな。だから、そこらあたりがどういふようになるのか、三笠さん、御心配いただいとることですけれど……。

三笠委員 確認は、これはとっても構わんですが、しかし、そこら辺の意向はどんなか、ちょっと老婆心ながらお尋ねしよるだけでして、そこら辺はちょっと……。だから、今、最終的に確認をとってもええんだけど、しかし、その心配があるんで、それは、まあ富田さん、これは我々、次回までにした方がちょっと……。

富田委員 すいません。今でも、香川町寺井というのがありますわな。今、三笠さんが心配されたのは、そのこと、高松市寺井町というのと、香川町寺井という……

議長（増田会長） 町名と大字の違いはありますからな、同じ町名じゃないんですけれど。

富田委員 同じじゃないです。ええと思うで、私。私はええと思うで。

初瀬委員 寺井が二つになるんじゃない。

議長（増田会長） はい、なおまた……。

三笠委員 いや、寺井が……、同じ寺井町という方が本来は望ましいんじやが。しかし……

御厩委員 すいません、富田委員、これやっぱり一遍持ち帰った方が無難かもわからん。

三笠委員 これはちょっと一言だけ言うとかなんたら。後々、問題が残らんようにしとかなんたら……。

富田委員 議長、すいませんけど、次回で確認いただくように。

議長（増田会長） せっかくの提案でございますので、それじゃあ、協議第5号につき

ましては、改めて、次回、第7回会議で意見集約を諮ることとさせていただきたいと存じます。

会議次第4 その他(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長(増田会長) 次に、会議次第4のその他でございますが、まず、(1)の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております第6回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。会議資料の後につけております参考資料でございます。

まず、表紙に目次がございますが、合併協定項目のうちの第12号から第15号までの四つの項目につきまして、両市町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。

参考資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

1ページは、慣行の取扱いについてでございます。

市町の章、都市宣言、市町民憲章、市町の木や花などの慣行につきましては、その取り扱いを協議し、合併市町にふさわしいものとしていく必要がございます。

なお、現況欄に印で記載しておりますように、そこに記載しておりますのは、慣行の例示でございます。今後、新たに協議項目となるものもあると考えられます。

平成11年4月1日以降に編入合併いたしました10市のうち、この慣行の取扱いで何らかの特例を設けている市は、6市でございます。逆に、特例を設けていない市は、2市でございます。

そこには、先進地域の事例といたしまして、二つの市の協定書に記載された内容を紹介いたしておりますが、まず、新潟市につきましては、編入されました黒埼町の町民憲章や町民歌、町の木などにつきましては、引き続き継承していくよう、特例措置を講じております。

次の新居浜市の事例では、すべて新居浜市の制度等に統一するものとして、特段の特例措置は講じておりません。

以上が慣行の取扱いでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページは、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入されます香川町の組織、機構は消滅し、編入する高松市がその事務を引き継ぐこととなりますため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改

革等についても協議をする必要がございます。特に、支所や出張所を設ける場合には、その位置や名称及び所管の区域を条例で定める必要がございます。

先進地域の事例でございますが、編入合併いたしました10市すべてで、旧の町村役場を支所として存続させております。

そこには、事例として4市紹介しておりますが、新潟市では、黒埼町役場は地区事務所として存続いたしております。ただし、当分の間、自治法上の支所とし、組織については、段階的に再編、見直しを図ることといたしております。また、管理部門につきましては、早期に統合することといたしております。

その他、福山市、廿日市市、新居浜市の事例を記載しておりますが、おおむね同じような内容となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページは、条例・規則等の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入されます香川町の条例や規則は失効し、編入する高松市の条例や規則が適用されるということになります。ただし、行政制度、事務事業の調整に関係いたしますものは、その調整結果を踏まえた上で整理する必要がございます。

先進地域の事例といたしまして、福山市と新居浜市、二つの市の事例を記載しておりますが、同様の取り扱いがなされております。

続きまして、4ページをお開き願いたいと存じます。

4ページは、特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

編入される市町村においては、特別職の職員は、合併と同時にその身分を失います。しかしながら、特別職の職員が失職することにより、合併後の市の事務の円滑な推進に支障が生じる可能性もございますことから、これらの特別職の職員を、当分の間、参与、顧問等の特別職として位置づける事例もございます。

先進地域の事例といたしまして、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれも両市町の長、あるいは両町の長が別に協議して定めるとなっておりまして、協定書には記載されておりませんが、新潟市の場合ですと、協議した結果、黒埼町の町長、助役、教育長を、黒埼地区における市政の調整及び意見具申のための参与ということで位置づけております。

以上が、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは次に、会議次第の4の（2）の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の一番最後のページ、24ページをごらんいただきたいと存じます。

第7回会議でございますが、6月28日、午後1時30分から、場所は、高松市福岡町になりますが、県の自治会館の7階会議室で開催を予定いたしております。

また、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） このことについて、何か御意見ございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上で本日の議事日程は終了いたしました。

最後に、その他でございますが、何か自由な御発言がございましたら承りたいと存じますが。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたりまして御審議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして高松市・香川町合併協議会第6回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3時04分 閉会

会議録署名委員

委員

森谷 芳子

委員

富田 道教